

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二馬見丘陵公園館の項の次に次のように加える。

まほろば健康パーク管理事務所	所長 次長 管理課長
----------------	------------

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。